令和2年第4回定例会 厚生環境常任委員会議事録

令和2年12月11日(金)

開会 (午前9:54)

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」2件、「条例の一部を改正する条例」3件の計5件である。 議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。本日12月11日は、皆さんもここに上がってくる時にポスターを見た方もいるかもしれないが、中条駅でイルミネーションの点灯式が午後5時からある。これは中条駅西口、東口両方、樽ケ橋、きのと観光物産館で点灯されるもの。実施主体は胎内冬季イルミネーション実行委員会となっており、電気工事事業者の皆さんや商工会青年部の皆さんそれから観光協会と民間の方々が主体となって実施されるものである。その中で本日は市の職員も15名ほどボランティアで手伝いに行くことになっている。市民協働ということでこのような活動が活発になっていけばと考えている。本日の案件は、5件ということでよろしく審議願いたい。

議第88号 令和2年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 133万8千円を追加し、その総額を36億8,388万3千円とするもの。歳出から説明する。第1款総務費1項総務管理費では、令和3年1月施行の制度改正に対応するため介護保険システムの改修委託料を51万5千円増額するものである。第7款諸支出金では、一般会計で行う番号制度に係る基幹系システムの改修に要する費用のうち、一般会計で負担すべき費用について、介護保険事業特別会計から一般会計へ82万3千円を繰り出すものである。歳入では、第3款国庫支出金2項国庫補助金では、国から示された当該システム改修に係る国庫補助金が当初予算で計上した予定額より増額される見通しとなったことから、補助金の額を154万3千円増額するもの。第7款1項一般会計繰入金では、システム改修に係る国庫補助金の増額により不用となる当初予算で計上した一般会計からの繰入金を20万5千円減額するもの。

○丸山孝博委員

介護保険システム改修委託料の制度改正による内容について具体的に。

○須貝福祉介護課長

番号制度の関係もあるし、大きなものとして来年4月から介護報酬の改定等様々な部分での制度改正が見込まれる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第89号 令和2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)

池田健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ117万2千円を追加し、その総額を6,103万9千円とするもの。歳出から説明する。第1款衛生費1項保健衛生費1目医科診療費では、17節備品購入費において薬を朝昼晩に分けて梱包する医療器具の分包機を購入し、需用費はその袋を梱包するための袋の購入費を計上。1項2目歯科診療費では、10節需用費において換気をしながら冷暖房ができるエアコンの購入費を計上し、17節備品購入費では、歯科診療で利用した口の中に入れた道具などを滅菌するための滅菌機の購入費を計上した。歳入では、第2款県支出金で県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用して、これらの費用を賄う予定である。この補助金は、コロナ関連の補助金であり地域で求められる診療体制確保に要する費用として、必要なものに幅広く利用できるもので補助金が10分の10、1診療所当たり上限100万円の補助が受けられる。それぞれの先生に必要なものを聞き補正を行ったもの。

○薄田智委員

今新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて取り組んでいるが、例えばエアコン等は議 決後いつごろ設置されるのか。患者の外来者数はコロナの影響で落ちているのか。

○池田健康づくり課長

最終日の議決後すぐに準備に入り1月中にはなるべく早く設置したい。診療の方の状況ですが、昨年の累計で医科409人だったのが11月現在で334人で81.7%、歯科は91.8%でそれほど落ちていない。

○薄田智委員

市民の皆さんはコロナの感染で敏感になっている。対策できるものはスピードを上げて対策をとったほうが市民も安心すると思うので考慮して対応願う。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第97号 胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

須貝市民生活課長説明

地方税法施行令の改正に合わせて、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行うものであり、令和3年1月1日に施行される個人所得課税の見直しにより、令和2年度分からの所得の計算において、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに基礎控除が10万円引き上げられることになっている。国保税制度においては、所得に応じて保険税の応益割、世帯の平等割である均等割に係る部分について、その額の2割、5割、7割を軽減する制度が設けられているが、この度の税制改正が国民健康保険税の軽減判定において影響が生じないようにするものである。施行期日は令和3年1月1日からである。

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第99号 胎内市立保育園条例の一部を改正する条例

丹後こども支援課長説明

公立日の出保育園を民営化するため条例から削除するもの。現在までの主な状況を説明する。令和3年4月から当保育園を民間に移行したく本年の7~8月には保護者に市から説明会を行い、11月初旬に運営予定の社会福祉法人真心福祉会による保護者説明会を終え、保護者からは理解をしてもらった。議決されたら円滑に移行していくよう配慮しながら手続きを進めていく。

質疑

○丸山孝博委員

4年前にも同じような計画があったが、その時は即やめて在園児は他の保育園に行っても らうという乱暴な内容だった。保護者は猛反発して撤回したが、今回はその時とどう違うの か。

○丹後こども支援課長

この度の内容は、今ある園をそのまま利用し、在園児で希望される場合はそのまま在園してもらう。現在1歳児から受け入れしているが新たに0歳児の受け入れをし、未満児を拡大する。

○丸山孝博委員

ここには民間活力を活用し市内保育園の再編を図るためとあるが、これだとあまり説得力がない。今回の条例改正の目的は何か。

○丹後こども支援課長

適正配置問題審議会の答申にもあるように市内の保育園については、子どもの減少、施設の老朽化等様々な問題があると指摘された中で全体的なバランスを考え、改めて今後の保育園の在り方を十分検討してほしいと答申をもらった。これに基づき市で検討し、日の出保育園は4年前も老朽化等の問題があり計画があったと思いますが、この度はそのような形でなく、何とか継続していく方向で考えた。未満児の保育士不足は子どもが減っても未満児の入園数が年々増加し、公立での対応が難しい状況であったので、民営化し未満児の受け入れや延長時間など保育ニーズにより柔軟に対応できる民間活力を利用し、今後保育をお願いするもの。

○丸山孝博委員

7~8月に保護者説明会を何回実施し、保護者からどのような質問・要望・意見があったか。

○丹後こども支援課長

代表者説明会1回と全ての保護者に2回説明会を行った。主な内容は、ほとんどが保育の 内容と今後どのように進むのかであり、公立と比べて時間、保育料等の保育の内容の細かい 部分での質問でした。

○丸山孝博委員

丁寧に説明したと思うが、保護者はこれで納得したのか。

○丹後こども支援課長

説明会が終わってから意見・質問をすべての保護者から聞いたところ「納得いかない」、「この部分がわからない」という意見はほぼありませんでした。

○丸山孝博委員

今年の2月5日に適正配置問題審議会から公立保育園、こども園施設の適正配置等についての答申があった。その中で統合や民営化を進めるにあたっては、その利用者側のメリットデメリットを明確にしてデメリットを最小限にする取り組みを行い広く市民や地域の方の意見を求めさらに利用保護者との意見交換等の場を設け十分精査したうえで可能な限り理解を得ることが必要と考えるとなっている。答申で指摘しているメリットデメリットを広く地域の人たちに意見を求めたことになるのか。

○丹後こども支援課長

説明会での場面になるがメリットデメリットについても保護者の皆様に十分説明し、もらった質問の中でも特にデメリットになると思われる内容として先生方が代わることが保護者や園児にとって最大のデメリットだと考えていたので、4月以降も対応していきたい。

○丸山孝博委員

現在の日の出保育園の園児数と正規・非正規の職員数、来年度の申込者数は。そのうち未満児は何人か。

○丹後こども支援課長

現在の在園児数は、1歳児が5名、2歳児5名、3歳児10名、4歳児16名、5歳児18名で合計54名です。正規職員が調理師等含んで12名、会計年度任用職員が6名です。在園継続も含め来年度の入園者数は、第一報の時点でありますが、1歳児6名、2歳児6名、3歳児11名、4歳児13名、5歳児15名で合計51名となっている。

○丸山孝博委員

人数的にはあまり変わらないし未満児についてもほぼ同じ。適正配置問題審議会に諮問するにあたって3歳未満児に対し保育を希望する割合が多いことがあげられていた。これで胎内市全体の問題として未満児に対する保育を希望する割合が解消することになるのか。

○丹後こども支援課長

○歳児については、仮として募集をかけましたが、日の出で ○歳児という認識がされていない。今後 ○歳児の第一希望を他の園にしている方々について調整し日の出保育園を紹介して ○歳児がオーバーしている他の保育園をカバーできればと考えている。

○丸山孝博委員

今まで日の出保育園は1歳児からだったのが2か月児から受け付けるとあるので期待はある。民営化されることにより正規職員は他の保育施設に異動になると思うが、会計年度任用職員の真心福祉会での採用見込みは。

○丹後こども支援課長

新たな真心福祉会に採用となる方ははっきりと把握していません。

○丸山孝博委員

会計年度任用職員が6名いるが、全体の人数は減らされるので真心福祉会との調整は必要 と思うが今後の予定は。

○丹後こども支援課長

来年度の職員数については、全体の園児数の増減、加配の関係もあるので日の出からの異動は確定してないが、正規職員を2、3名引き継ぎ保育として保護者の対応や公立での保育内容の引継ぎを行っていきたい。

○丸山孝博委員

最後の部分で職員の身分は出向それとも退職扱いになるのか。

○丹後こども支援課長

時間があまりないので、出向等でなく公立の保育士の立場のまま通って1年間保護者対応 や公立の引継ぎを行いたい。

○丸山孝博委員

良い対応である。一般的な話になるが、臨時・パート職員は低賃金で処遇もあまり良くない。民間職員も同じことが言われるが。正規職員がいいということではなくて、民間の職員や臨時パート職員の処遇改善が図られないで本来は保育の資格を取得して子どもたちが好きで保育士をずっと続けられる職場として働きたいがとても低賃金で保育とは違う職種に転職せざるを得ない若い人たちがいることをよく耳にする。民営化によってこのような人たちが経済的に心配なく働ける職場でなければならないが、この点について真心福祉会とどの

ような話し合いをしているか。

○丹後こども支援課長

基本的に処遇改善等については、市内各法人あるが国の指導による改善関係は基本的に皆行われていると考えている。それ以外 賃金など具体的な話については法人としていない。

○丸山孝博委員

先ほどの話は一般的な話なので、少なくとも胎内市で働く民間の人たちが、子どもたちのために一生懸命働ける職場ということで協議をしてもらいたい。真心福祉会は胎内市のほかにも聖籠町や新発田市でも施設を運営しているが、これらの中での職員の異動はあるのか。

○丹後こども支援課長

法人内での保育園・こども園の中での異動はあると聞いている。

○丸山孝博委員

市長の市政報告の中で民営化ということがふれられていたが、日の出保育園の園舎及び敷地を真心福祉会に無償貸付するが何年間貸付けるのか。維持補修は市が行うことになると思うがいかがか。

○丹後こども支援課長

補修については市で行う。無償貸付は土地建物と一緒になるので5年ごとになります。建物があるので。

○丸山孝博委員

適正配置問題審議会の答申では、施設の老朽化による対応について述べられているが、公立で最も古いのが日の出保育園と認識しているが、ここで指摘しているように修繕等に係る経費については非常に大きな負担になっていると述べられている。日の出保育園を無償貸付して民間委託することがこの問題を解消することにはなりませんがどのように考えているか。

○丹後こども支援課長

その点について法人と十分に協議し、まずは保育をできる状況で運営していもらい耐用年数がもう 13 年ということも法人が承知の上で運営してもらいその頃建替え等するかははっきりしていないが十分協議している。

○丸山孝博委員

真心福祉会で運営しているまごころ保育園では送迎バスを導入していない。日の出保育園は送迎するワゴン車がある。委託後はどうなるのか。

○丹後こども支援課長

送迎バスを出してもらうよう話をしている。

○丸山孝博委員

答申を踏まえ今回は日の出保育園を民営化するとのことであるが、今後の民営化や統廃合 についての考え方は。他にもまだあるのか。

○丹後こども支援課長

市全体の少子化は進んでおり年々在園児数は 30~40 名減っている。その中で園により人数のばらつきがあり、大人数の園や少人数の園もでてくると思うので状況をみながら考えていきたい。

○丸山孝博委員

最後になるが、今回の日の出保育園の民営化によって子どもたちや保護者、地域の人たちが公立の時の方がよかったと言われることがあってはならないと思う。先ほどの質疑の中でかなり配慮したことが伝わってきているが市として責任をもってしっかりと今後も対応してもらいたいと思うがいかがか。

○丹後こども支援課長

他の私立ももちろんそうであるが、公立私立ともに平等に胎内市の子どもが保育を受けられるようにしっかりと市の方で全体的に見ていきたいと考えている。

○森田幸衛委員

確認ですが、根本問題の施設建物の老朽化は解決したのでしょうか。

○丹後こども支援課長

老朽化そのものは現在の施設を使っていくということで老朽化を止めることはできませんが、保育ができる状態には最低限改修をしていくと思うし、市でも今問題となっている部分もあるのでそこは市で対応しなければならないと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 101 号 胎内市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例

須貝福祉介護課長説明

今年6月に本条例の基準となる厚生労働省令の一部を改正する省令が公布され、指定居宅介護支援事業所の管理者の要件及び管理者の要件の適用の猶予に関する規定が改正されたことに伴い、整合を図るべく、本条例を改正するものでる。内容としては、居宅介護支援事業所は介護保険の認定を受けて居宅で生活している方が介護保険サービスを利用する際にその方の心身の状況に適したケアプランの作成、関係機関・関係者との連携やサービスの調整等の役割を担う事業所で、その管理者に求められる資格要件について、これまで管理者は主任介護支援専門員でなければならない。これは介護支援専門員いわゆるケアマネージャーの上位資格となる主任介護支援専門員でなければならないとされており経過措置として令和3年3月31日までの間は主任介護支援専門員の資格を有しない介護支援専門員であっても管理者につくことができるように規定していたものを令和9年3月31日まで延長するとする省令改正を受け、本条例の管理者の条項にただし書を加えてあわせて経過措置を改めるものである。なお、胎内市に事業所を置く居宅介護支援事業所は、現在9カ所ある。9カ所ともに主任介護支援専門員が管理者についている状況である。

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:41)

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。